

令和2年度第3回さいたま市都市計画審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和2年11月16日（月） 午後 2時30分から
(2) 場所：ときわ会館5階大ホール

2 出席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員	臨時委員
久保田 尚 会長	金井 康博 委員	金子 勉 委員	
足立 文 委員	松村 敏夫 委員	堀内 真代 委員	
石井 依子 委員	三神 尊志 委員		
伊藤 義夫 委員	吉田 一志 委員		
上田 真弓 委員			
久野 美和子委員			
小池 知子 委員			
深堀 清隆 委員			
吉田 学 委員			

3 欠席した委員の氏名

1号委員	2号委員	3号委員	臨時委員
		田中 倫英 委員	
		澤口 清貴 委員	

4 議題及び公開又は非公開の別

- 議案第401号 さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更について（さいたま市決定）…公開
【南中丸・大古里特別緑地保全地区】
- 議案第402号 さいたま都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）…公開
【植水5号生産緑地地区、外66地区】

報告事項

- (1) 令和2年度第2回さいたま市都市計画審議会（令和2年8月27日）答申案件の結果について…公開

5 傍聴者数

0名

6 賛否の数（議長を除く）

- 議案第401号・・・ 14名中 賛成14名

○議案第402号・・・・・・・・ 14名中 賛成14名

7 問合せ先

さいたま市 都市局 都市計画部 都市計画課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 電話：048-829-1409

[午後 2 時30分 開会]

○事務局（岩田） 定刻となりましたので、ただいまより令和 2 年度第 3 回さいたま市都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を担当いたします都市計画課の岩田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、手指の消毒等のご協力を頂き、ありがとうございます。会場内は、席の間隔を空け、テーブル及び椅子につきましては消毒を実施しております。

本日の会議資料は、事前に郵送いたしました配付資料一覧のとおりでございます。資料の不足等がございましたらお知らせください。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

審議に当たりましては、さいたま市都市計画審議会条例の規定により、これからの進行を久保田会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） 皆様、こんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日も慎重かつ能率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず事務局から委員の出席状況の報告をよろしくお願いいたします。

○事務局（岩田） それでは、委員の出席状況についてご報告いたします。

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所長の田中倫英様、市民委員の澤口清貴様からは欠席の連絡を頂いておりますので、出席数は定員定数17名のうち15名の出席でございます。したがって、さいたま市都市計画審議会条例の規定による委員の2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。

○議長（久保田） ただいまの報告のとおり、本日の会議は成立しております。

次に、会議録の署名委員を決めたいと思っております。さいたま市都市計画審議会条例施行規則の規定によりまして、私から指名をさせていただきます。

本日は上田委員、それから松村委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、ご両名にお願いしたいと思います。

後日、事務局が会議録を作成の上、お持ちしますので、ご確認の上、ご署名のほうをよろしくお願いいたします。

では、本日、本審議会へ諮問のありました案件は、お手元の案件一覧にございますとおり、議案第401号及び第402号の2議案でございます。

では、議案の公開・非公開事項につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（岩田） 本日の会議で、非公開事項に該当する議案はございません。

以上でございます。

○議長（久保田） ただいま事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がありましたが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（久保田） ありがとうございます。では、ご異議ないということですので、本日の会議は非公開としないということで進めさせていただきます。

では、傍聴の方がいらっしゃいましたら入室を認めることといたしたいと思います。
それから本日の配付資料、それから後日作成する会議録、これについても公開となりますので、
ご了承のほうをよろしくお願いいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（久保田） では、傍聴者がいらっしゃったら入室をお願いいたします。
- 事務局（岩田） 本日は傍聴者はおりませんので、このままご審議をお願いいたします。

〔議 事〕

議案第401号 さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更について（さいたま市決定）
【南中丸・大古里特別緑地保全地区】

議案第402号 さいたま都市計画生産緑地地区の変更について（さいたま市決定）
【植水5号生産緑地地区、外66地区】

- 議長（久保田） はい、分かりました。では、ただいまより令和2年度第3回さいたま市都市計画審議会の議事に入ります。

先ほど申しましたとおり、本日は第401号及び第402号の2議案でございます。

では、今から審議に入りたいと思います。

議案第401号「さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

- みどり推進課長（柿沼） みどり推進課長の柿沼と申します。

議案第401号を説明させていただきます。

- 議長（久保田） 着座にて進めていただいて結構です。

- みどり推進課長（柿沼） ありがとうございます。

議案第401号「さいたま市特別緑地保全地区の変更について」ご説明いたします。

特別緑地保全地区とは、都市緑地法に基づき、風致や景観の優れている緑地など一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため都市計画に定める地区でございます。

今回の変更は、都市緑地法第12条の規定に基づく特別緑地保全地区の指定に当たり、都市計画法第8条の規定に基づき、さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更をお願いするものです。

お手元の議案書は、1ページの総括図をお願いいたします。

現在、さいたま市内で特別緑地保全地区として指定されている地区は、大和田緑地公園特別緑地保全地区など13地区となっております。本議会でかけさせていただくのは2地区でございます。追加を行う地区は、赤文字で表記している南中丸特別緑地保全地区の1地区です。また、指定区域の変更を行う地区は、同じく赤文字で表記している大古里特別緑地保全地区の1地区です。

それでは、案件の内容についてご説明いたします。

1地区目は、南中丸特別緑地保全地区で、面積は約1.2ヘクタールです。2地区目は、大古里特別緑地保全地区です。大古里特別緑地保全地区については指定変更を行います。既存で指定している面積は約0.2ヘクタールであり、拡張する面積は約0.5ヘクタールです。合計の面積は約0.7ヘクタールでございます。

まずは1地区目についてご説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。

名称は南中丸特別緑地保全地区で、約1.2ヘクタールです。

指定する理由としては、当地区は、市街地内に残された貴重な緑地であり、大規模災害時における避難地帯としての機能を持っているためです。今回、特別緑地保全地区に指定することにより、永続的な緑地として保全が図られ、良好な都市環境を維持するため、都市計画決定を行うものです。

なお、南中丸特別緑地保全地区は、現在、さいたま市みどりの条例により自然緑地に指定しております。

次に、議案書3ページをお願いいたします。都市計画を定める土地の区域でございます。

南中丸特別緑地保全地区は、見沼区大字南中丸高井140、外13筆となっております。

次に、議案書4ページをお願いいたします。土地の概要でございます。

南中丸特別緑地保全地区については、現在、自然緑地に指定しておりますが、相続等の要因で緑地の消失のおそれがあることから、永続的な保全を図るため公有地化しております。

環境の概要及び土地の現況は、山林となっております。また、市街化区域内にあり、面積は11,676㎡でございます。

続きまして、スクリーンを使いましてご説明させていただきます。

議案書5ページ、特別緑地保全地区の計画図もご覧ください。今回、都市計画決定をする地区は、赤枠に緑の縁取りで囲まれた部分となっております。

議案書6ページ、南中丸特別緑地保全地区の植生図でございます。ほぼ全域に落葉樹のアカシデ、ケヤキが植生しております。

次に、指定地の状況を写真でご紹介させていただきます。議案書7ページの写真位置図をご確認いただきながらスクリーンをご覧くださいと思います。

なお、写真については、お手元の資料には全て掲載しておりますが、説明では主立った写真についてご説明させていただきます。

②の地点です。こちらは、指定地に接している東側から緑地内の方向を見た状況でございます。続きまして、5の地点です。こちらは、指定地内の中央から北西方向を見た状況でございます。続きまして、6の地点です。指定地西側に接する道路から緑地側を見た状況でございます。最後に、8の地点です。緑地内北側から西側を見た状況でございます。

写真の説明は以上でございますが、お示ししている写真のとおり、南中丸特別緑地保全地区は、市街地における優れた緑地景観を有しており、住民の健全な生活環境を維持することや、見沼田圃の緑、斜面林の永続性が保たれ、東西に位置する河川空間とのネットワークの強化による動植物の生育域を将来にわたり確保することに寄与するため、特別緑地保全地区として都市計画を行うものでございます。

2地区目の内容についてご説明いたします。議案書9ページをご覧ください。

2地区目の名称は大古里特別緑地保全地区であり、面積は約0.7ヘクタールです。今回、既存の大古里特別緑地保全地区を拡張します。既存で指定している緑地が約0.2ヘクタール、今回指定変更を行う緑地が約0.5ヘクタールであり、合計は約0.7ヘクタールとなっております。

指定する理由といたしましては、当地区は、市街地に残された貴重な緑地であり、大規模災害時における避難地帯としての機能を持っているためでございます。

次に、議案書10ページ、都市計画を定める土地の区域でございます。大古里特別緑地保全地区は、

緑区三室字大古里587番の1、外5筆となっております。

次に、議案書11ページ、土地の概要でございます。大古里特別緑地保全地区については、相続等の要因で緑地の消失のおそれがあることから、永続的な保全を図るため、公有地化しております。環境の概要及び土地の概況は山林となっております。また、市街化区域にあり、面積は4,667.84㎡でございます。

続きまして、スクリーンを使いましてご説明させていただきます。

議案書12ページ、大古里特別緑地保全地区の計画図でございます。今回都市計画決定をする区域は、赤枠に緑の縁取りで囲まれた部分となっております。点線の枠が既に指定されている大古里特別緑地保全地区です。

議案書13ページ、大古里特別緑地保全地区の植生図でございます。全域に常緑樹のシラカシ、落葉樹のムクノキが植生しております。

次に、指定地の状況を写真でご紹介させていただきます。議案書14ページの写真位置図をご確認いただきながらスクリーンをご覧いただきたいと思っております。

①の地点です。こちらは、既に指定している緑地への入口の状況でございます。続きまして、②の地点です。こちらは、既に指定している緑地の西側から東側を見た状況でございます。最後に、④の地点です。今回指定をかける範囲の東側から緑地内の北側を見た状況でございます。

写真の説明は以上でございますが、お示しした写真のとおり大古里特別緑地保全地区は、市街地における優れた緑地景観を有しており、住民の健全な生活環境を維持することや、見沼田圃の緑の永続性が保たれ、東西に位置する河川空間とのネットワークの強化による動植物の生息域を将来にわたり確保することに寄与するため、特別緑地保全地区として都市計画を行うものでございます。

次に、別紙の資料1、特別緑地保全地区の指定状況、都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況を用いてご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、1. 特別緑地保全地区の指定状況をご覧ください。

現在、さいたま市全体の特別緑地保全地区の指定状況は、13地区、約5.3ヘクタールとなっております。今回の変更に伴い、新規指定する地区が1地区、面積拡張の指定変更をする地区が1地区あり、面積は約1.7ヘクタール増加し、都市計画変更後は14地区、約7.0ヘクタールとなるものでございます。

次に、2. 都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出の状況についてご説明いたします。

都市計画法第17条第1項の規定に基づくさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更の縦覧につきましては、令和2年10月9日から10月23日まで実施いたしました。周知につきましては、市報10月号及びホームページで行いましたが、縦覧者はなく、意見書の提出もございませんでした。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保田） ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、あるいはご意見がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

ございますか。どうぞ。

○久野委員 ただうらやましいというか、すばらしいという、そういう感想でございまして、それに

対する意見を申し上げるのではありません。こういうふうには緑地の保全地区の変更ということでご提案をしたときに、普通は、例えば疑問というか反対意見というか、何かこうしたら、このところがちょっと問題が起きるかもしれないみたいなことがあるのが普通かなと思うのですが、この緑地保全の今回の案件は、私がちょっと拝見させてご説明を伺った限りでは、全く問題は何もないという気がするんですが、うらやましいという、こういう、別に今、都市に集中する生き方はもう変わりましたので、いかに日々を楽しくうまく働いて、それでまたこういう緑地、環境保全が整った地域に暮らせるかって、本当にさいたま市の方々は幸せだと思うんですね。だから全く問題がないと思うんですけども、それでもなおかつ、何かあるかどうかを聞いたかったんです。すみません。

○議長（久保田） これはご質問ということでよろしいですか。

○久野委員 はい。

○議長（久保田） ただいまの御発言について、何かコメントがありましたらお願いしたいと思いますが。

よろしいですか。

○久野委員 どうもありがとうございます。

○議長（久保田） よろしいですか。そういうご感想があったということで承ります。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞお願いします。

○吉田学委員 今のご意見と余り変わらないんですけども、私は大古里の近くに住んでいるものですから、この大古里のところを結構歩くんですね、毎朝。ですので、いい緑地、斜面緑地だというのはよく承知しております。

そこでちょっとお聞きしたかったのが、市の条例に基づく指定緑地から、都市緑地保全法に係る特別緑地保全地区に変えるその時期というか、きっかけというか、そのタイミングについて、もし、分かる範囲でいいんですけども、教えていただければと思うんですが。

○議長（久保田） ありがとうございます。

いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○みどり推進課長（柿沼） 保存緑地につきましては、土地の所有者の方が管理していただくことになっております。長年管理をしまして、やはり私どもと一緒にいろんなことを行っていきますので、いろいろな管理等とか、その時期を見ましてそういう斜面林等の重要なポイントのところについてお話をし、土地の買収等をさせていただいて、今後引き継いでいく。この土地もですが、大古里の土地も公有地化しましたので、この緑を大切にしていって、ということバトンタッチしていくような感じで捉えていただければと思います。

○議長（久保田） よろしいでしょうか。

○吉田学委員 はい、ありがとうございました。

○議長（久保田） そのほか、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

特にございませんようでしたら、ただいまから採決に移らせていただきます。

議案第401号「さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更について」原案のとおり賛成する方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（久保田） ありがとうございます。

皆さん手を挙げていただきましたので、賛成多数により、議案第401号について原案のとおり可決とさせていただきます。

続きまして、議案第402号「さいたま都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

○みどり推進課長（柿沼） 議案第402号「さいたま都市計画生産緑地の変更について」ご説明させていただきます。

生産緑地地区とは、良好な生活環境の確保に効果があり、かつ、公共施設等を予定する敷地として適した都市農地を保全するため、都市計画で決定された地区でございます。

今回の変更は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除、公共施設等の設置による廃止、追加指定などに伴い、さいたま市都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものでございます。

初めに、資料2-1、生産緑地地区の指定状況／都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況を用いてご説明いたします。

表紙をおめくりください。

1、生産緑地の指定状況をご覧ください。

現在のさいたま市全体の生産緑地地区の指定状況は、1,297地区、約311.05ヘクタールとなっております。今回の変更に伴い、地区数が24地区、面積が約8.32ヘクタール減少し、都市計画変更後は1,273地区、約302.73ヘクタールとなるものでございます。

スクリーンをご覧ください。

こちらは、生産緑地地区の面積及び地区数の過去10年間の推移でございます。青い棒グラフが面積、赤い折れ線グラフが地区数を表しております。これらの推移を見ると、生産緑地地区は全体的には緩やかな減少傾向となっております。

議案書をご覧ください。

まず初めに、議案書の構成についてご説明いたします。

1ページから4ページは計画書となっております。都市計画の変更の内容を記載いたしました。

1ページの見出し1につきましては、植水5号生産緑地地区、外66地区において、区域が変更となる地区の名称と面積及び個別の案件を図面に示した変更概要図のページ番号を記載しております。

3ページの見出し2につきましては、生産緑地地区の廃止を行うもので、今回、土屋12号生産緑地地区、外32地区の案件を記載しております。

4ページの見出し3につきましては、生産緑地地区が分割されたものや、新たに追加指定の申出が出されたことにより地区が追加となるもので、指扇122号生産緑地地区、外8地区の案件を記載しております。

5ページをお願いします。5ページから11ページにつきましては、新旧対照表となっております。

各生産緑地地区の変更前と変更後の面積の相違が分かるように、新を上段、旧を下段に記載いたしました。

12ページをお願いいたします。12ページから22ページにつきましては変更概要書となっております。生産緑地地区ごとの変更の内容を記載いたしました。

なお、変更概要書に記載した面積につきましては、差引きの合計が相違している地区がございます。例といたしまして、12ページのナンバー3の指扇15号生産緑地地区をご覧ください。この地区の面積は、約0.1ヘクタールから約0.12ヘクタールを追加することから、約0.22ヘクタールとなるべきところ、約0.23ヘクタールとなっております。これは、区域ごとに平米単位で計算したものを四捨五入しているため、ヘクタール単位で計算したものと相違が生じたものでございます。

続きまして、A3用紙の折り畳みとなっております23ページをご覧ください。こちらは、今回変更する生産緑地地区の位置を記載した総括図となっております。

続きまして、24ページから128ページが各生産緑地地区の変更について、面積等を図示した変更概要図となっております。

それでは、変更の内容を、代表的な事例を用いてご説明いたします。

まず初めに、既存の生産緑地に隣接する区域を新規に追加する変更でございます。議案書34ページをご覧ください。

こちらの大砂土東76号生産緑地地区につきましては、図中の赤線で縁取りされた既存の生産緑地に隣接する、赤色に塗られた農地について、新たに追加指定の申出がされました。これを受け現地確認等を実施したところ、生産緑地として適切農地でしたので、赤色に塗られた農地を新たに指定するものでございます。

なお、黒文字が変更前の面積、赤文字が変更後の面積を示しております。

スクリーンをご覧ください。こちらは、追加区域の現地の様子でございます。

次に、公共施設等の設置に伴う変更でございます。議案書の41ページをご覧ください。

こちらの片柳70号生産緑地地区につきましては、赤枠外側の道路の拡幅で、区域の黄色い部分が公共用地として市に寄附され、市道になったことによる変更でございます。

スクリーンをご覧ください。こちらは、市道になった現地の様子でございます。道路が拡幅され、舗装されております。

次に、生産緑地地区の行為制限の解除に伴う地区の廃止でございます。議案書100ページをご覧ください。

こちらの桜丘2号生産緑地地区につきましては、黄色に塗られた部分が、生産緑地法第14条による行為制限が解除されたことにより地区を廃止するものでございます。

次に、生産緑地地区の新規の追加指定でございます。議案書128ページをご覧ください。

こちらの瀬ヶ崎3号生産緑地地区につきましては、既存の生産緑地に隣接しない赤色に塗られた農地について、新たに追加指定の申出がなされました。これを受け現地確認等を実施したところ、生産緑地として適切な農地であり、また300㎡以上の区域であり、生産緑地に指定することが適当と考えられるため、新規の地区として指定するものでございます。

スクリーンをご覧ください。こちらは、追加区域の現地の様子でございます。

代表的な事例の説明は以上でございます。

資料2-1にお戻りください。

2、都市計画法第17条に基づく縦覧及び意見書の提出状況についてご説明いたします。

都市計画法第17条第1項の規定に基づくさいたま都市計画生産緑地地区の変更の縦覧につきましては、令和2年10月9日から10月23日まで実施いたしました。周知につきましては、市報10月号及びホームページにて行いましたが、縦覧者はなく、意見書の提出もございません。

最後に、資料2-2、特定生産緑地制度についてをご覧ください。

特定生産緑地制度とは、指定から30年経過する生産緑地について、買取り申出ができる期日を10年延長し、生産緑地の優遇措置等を引き続き受けることができる制度です。

なお、生産緑地法第10条の2第3項により、特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されています。

2、生産緑地の指定状況をご覧ください。

平成4年の指定の生産緑地が令和4年に指定から30年を迎えることから、平成4年指定の生産緑地について特定生産緑地の指定手続を行っております。平成4年指定の生産緑地の地区数は1,046地区、面積は約242.45ヘクタールであり、市全体生産緑地の約78%となっております。

3、特定生産緑地指定の主な経緯をご覧ください。

令和2年7月に所有者宛てに特定生産緑地の指定に係る関係書類を送付し、7月から9月にかけて説明会、個別相談会を開催いたしました。また、令和2年8月から10月末まで、特定生産緑地の指定に係る関係書類の受付を実施いたしました。この受付分について、令和2年第4回都市計画審議会で意見を伺うこととなりますので、よろしく願いいたします。

なお、来年度につきましても同様のスケジュールで実施を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保田） ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ、深堀先生、お願いします。

○深堀委員 前半の変更手続等に関しては特に異議はございませんけれども、後のほうにあった特定生産緑地の話は少しお聞きしておきたいなというふうに思いまして、30年経て、この時期、一気にこれだけ生産緑地が今後どうなるかということを考える重要な時期に来ているということで、特定生産緑地に申請される方が多いだろうというふうに言われているわけですが、多分、そこら辺もアンケート等で調査されたら別の審議会で伺っているんですけども、両面というのは、その申請される方と、それから一定程度、やはり申請されないという方がいらっしゃるということで、そこについて市としてどう分析するかというところを確認できればなと思います。申請される方についても、全体を先ほどもグラフで、生産緑地、緑地の面積というのは減ってきているという中で、生産緑地を維持するというのは、都市の中の緑地の保全という側面も重視されているということですから、面積が減る以上、特定に申請される方の緑地を新しい制度の下で少しグレードアップするというのも期待されているわけですね。

そこで基本的には、緑地の保有される方がどういう意向かというのが第一だと思うんですけども、ただ、立地するところは市街地なので、そういう公園等の空白地帯に対する代替としての生産緑地についてどういうふうに考える。貸農園だとか、あるいはやっぱり公園の代替という意味では、飲食を伴うようなモデル的なケースみたいなものをどういう形で、こういう保有される

方々に対して、余りご自身のお考えもある中で難しいとは思いますが、それでも、全体のその緑地の減少の中では、やはり市として何らかの支援、誘導ということを考えて実現していくということは、公園の空白地帯の対策としても重要なのではないかなと、思うのがまず1つです。

それともう一つは、一定程度申請されない方がいるとしたら、そこは宅地か農地になるだけの話だということではなくて、まちづくりの観点から、単に緑地が減るという問題だけではなくて、周辺にどう影響をもたらすのかという、そういう分析は市として持つておくべきじゃないかなというふうに思うんです。つまり、道路の整備状況とか、先ほどから言っているその公園の空白地帯に対して、今回の問題というのは、こういう時期があらかじめ分かっていたこともあるので、そういう意味で言うと、市のまちづくりの観点から、そういった土地をどういうふうなまちづくりに有効に活用できるかみたいなことを、アンケートの結果、おおむね分かっている範囲で、その土地が周辺の中でどういう条件にあって、そこが宅地化されるとどう影響があるかということを考える機会にもなるのかなと思っています。

ちょっと話が長くなりましたけれども、この特定生産緑地の申請の話というのは、申請される方とそうでない方、両側面について、部署を連携して考えることが多々ありそうだなと思いました。以上です。

○議長（久保田） 今のご発言につきまして、何か事務局から、現在の状況あるいはお考えがあればお聞かせいただければと思いますが。

はい、お願いします。

○みどり推進課長（柿沼） 特定生産緑地につきまして、今までの手続のご説明をいたしますと、法的手続の前にいろいろな制度の改正がありましたので、これについてご説明いたしました。特に今まで言われました農地につきましては農地だけの機能ではなく、それ以外に野菜の集荷場等の利用もできますので、そういった緩和の話もさせていただき、また、市民農園としての賃借の関係もご説明させていただいています。

皆さんにその土地をどうするかというアンケートは取っていないのですが、これらを今年度、特定生産緑地の申請を行う際に再度説明させていただきました。これは説明会と個別相談会。また、申請は10月31日締切りでしたので、その2週間前に同じような通知を送らせていただきましてご説明しているところです。現在、申請については約59%程度、受付けて審査していますので、その程度提出されております。

こちらの課題といたしましては、やはり農地は、先ほど委員が言われたとおり、公園の空白地帯だったり公共施設、先ほどから出ています、都市機能として有効な土地となりますので、そういうところは検討しております。例えば、空白地帯をどう利用していくのか、公園の空白地帯とか、また、それをどのようにやっていくか、これは市内、都市計画サイド、農政サイド、連携しながら今後進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、申請をされていない方は、どちらの意向かはなかなか判断がつかないところなのですが、また来年も特定生産緑地の指定を受付けいたしますので、もう一度、情報提供を行ったり、いろいろなご相談をお受けして、今後、生産緑地の重要性や機能をもう一度ご説明させていただき、また今後、まちづくりについてどうなのかを検討させていただければと思います。

○議長（久保田） ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

今の点は非常に大事で、市街化の農地は都市にあるべきものという位置づけに国としてもなっているようにございますので、ぜひさいたま市としても、今の点は非常に重要なことだと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

そのほか、もしよろしければ採決に移ってよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○議長（久保田） はい、ありがとうございました。

それでは、採決に移ります。

議案第402号「さいたま都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり賛成する方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○議長（久保田） ありがとうございました。

皆さん手を挙げていただきましたので、原案のとおり可決とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の審議については終了しました。ご審議を頂いた事項につきましては、速やかに市長に答申をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

[報告事項]

(1) 令和2年度第2回さいたま市都市計画審議会（令和2年8月27日）答申案件の結果について

○議長（久保田） 続きまして、次第の3「報告事項」に移ります。

「令和2年度第2回さいたま市都市計画審議会（令和2年8月27日）答申案件の結果について」を、報告をお願いいたします。

○事務局（岩田） それでは、「令和2年度第2回さいたま市都市計画審議会答申案件の結果について」ご報告いたします。

お手元の資料3をご覧ください。

令和2年8月27日開催の令和2年度第2回さいたま市都市計画審議会での答申案件については、資料記載のとおり告示しております。

以上でございます。

○議長（久保田） ありがとうございました。

以上で、今回の審議会にて予定しておりました内容は全て終了でございます。ご協力ありがとうございました。

では、事務局から事務連絡があるようなので、よろしく願いいたします。

○事務局（岩田） それでは、事務局より事務連絡をいたします。

先ほど、議案第402号の説明につきまして補足説明がございますので、都市計画課長よりご説明いたします。

○議長（久保田） お願いいたします。

○都市計画課長（古市） 先ほど議案第402号の説明におきまして、特別生産緑地の指定に当たり、都市計画審議会への意見聴取をさせていただくという旨の説明がありました。その中で、次回の都市計画審議会は令和3年1月にご説明しておりますが、急遽、諮問の依頼が取り下げられたと

ということがございます。次回の都市計画審議会は令和3年3月下旬の開催を予定しておりますが、3月の審議会における諮問議案がない場合につきましては意見聴取のみということになりますので、書面などによりまして委員の皆様からご意見を頂戴したいという形で対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○事務局（岩田） 改めまして、次回の都市計画審議会につきましては、詳細が決まりましたら事務局よりご連絡いたします。

事務連絡は以上となります。

本日は、委員の皆様方にはご審議を頂きまして誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第3回さいたま市都市計画審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

[午後3時08分 閉会]